

都市計画道路補助第283号線の拡幅に反対する陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第112号 受理年月日 平成24年10月16日

付託年月日 平成24年10月26日

陳情者
.

陳情原文 目下、江戸川区では北小岩7丁目付近で岩槻通りから東へ分岐する、都市計画道路補助第283号線を「渋滞解消のため」として拡幅計画をしております。この計画には幾つもの問題点が顕在しています。

- (1) この計画は40年以上も前に策定され、当時とは住宅事情、交通事情が大きく変化していること。
- (2) 渋滞時間はきわめて限定的で、平日は午前7時から同9時まで。午後は5時半から同7時半まで。それ以外の時間帯には渋滞は起きないこと。
- (3) 利用する自動車もナンバーを見ると、千葉、習志野、野田、大宮、春日部などが8割を占め、地元の足立ナンバーは2割程度であること。従って拡幅は地元住民の利便のためではないこと。
- (4) 信号機の取り付け位置がおかしいこと。京成江戸川駅西のガード下、岩槻通りを跨ぐ信号機の周辺にはカーブがあり、狭い地点に取り付けられ、素人目にも不備が判然としていること。
- (5) 現在、建設中の外郭環状道路が千葉街道と交差し、さらに東進すれば車の流れは大きく変化、急いで拡幅する必要がないこと。
- (6) 公共事業の原点を忘れていること。公共事業の原点は地域住民の利益、利便であるはず。しかし、単なる通過車(者)のための利便性を優先するなら、地元住民は不利な移転、土地の割譲を余儀なくされます。これは民主主義の原点を逸脱していることとなります。
- (7) 最後に、北小岩は静かな住宅地で、古くからの神社仏閣があります。平井7丁目のように交通量が増えれば、自動車のみならず大型のダンプカー、石油運搬車が行き交うことでしょう。児童、高齢者にとっては危険な道路となります。

以上のことから、住民の理解を得られぬ都市計画道路補助第283号線の拡幅に反対するよう陳情いたします。